

令和5年度 さいたま市立仲本小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。そこで、本校では学校・家庭・地域が連携をし、一丸となり全体でいじめの早期発見や対応をしていく。

さいたま市立仲本小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校教育目標「明るく元気な子」「思いやりのある子」「進んで学習する子」達成を目指していききたい。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学年主任に報告し、学年主任は担任とともに校長・教頭・生徒指導主任に報告する。そして、「いじめ対策委員会」に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸になって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、背景を探り、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに当該児童を見守っていく。
- 4 いじめる児童が抱える問題を解決するため、家庭・地域と連携を図るとともに、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーとの連携を密にする。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育、道徳教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正にいじめ対策委員会で判断する。

いじめは単に「ごめんね」「いいよ」などの謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月の期間いじめに係る行為が止んでいる状態。

② 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

当該児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

※いじめが「解消している」状態とはあくまで、一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する恐れがあることを踏まえ、注意深く観察する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため設置する。
- (2) 構成員：校長 教頭 教務担当 生徒指導主任 学校運営協議会委員 教育相談主任
特別支援教育コーディネーター
- ※必要に応じて、構成員以外の関係者（他の教職員 保護者代表 スクール
カウンセラー スクールソーシャルワーカー さわやか相談員 自治会長
主任児童委員・民生委員代表 警察関係者等）を招集する。

(3) 開催

- ア 定例会（年3回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 役割

【未然防止】

いじめ撲滅強化月間や毎月の心の日のアンケートを行い、未然防止をするとともに、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめ早期発見のため、いじめ相談や、通報を受ける窓口となる。
- ・いじめに係ることの情報の収集と記録、共有を行う。
- ・アンケート調査や聞き取り調査などから、該当事案がいじめかどうか判断する。
- ・いじめ被害児童・いじめ加害児童に対する支援・教育方針の決定を行う。また、家庭や地域と連携が取れるよう、必要な場合連絡を密にする。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を2回程度行う。（6月 夏季休業中 予定）
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているのかについて点検を行い、学校いじめ基本方針の見直しを行う。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

教育活動全体を通して

「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教師の協力体制を整える。

2 「いじめ撲滅強化月間」(年3回)の取組を通して

- ・児童啓発ポスターづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・朝会での講話
- ・「思いやり」の項目に係る全クラス道徳の授業の実施(6月・11月・2月)
- ・学校だよりによる家庭や地域への広報活動
- ・保護者へのアンケート
- ・いじめ撲滅に係る生活目標
- ・心の日に行う児童へのアンケート

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

「いじめ撲滅強化月間」の前に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気学級の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「心の日」を通して

毎月第1月曜日に行う、全児童へのアンケートにより、いじめの早期発見に努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業をして

児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏ま

え、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

授業の実施予定：全学年 2学期末までに実施

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」実施

児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

携帯・インターネット安全教室：6年 2学期

*今年度は、6月の学校保健委員会で保護者・教職員を対象に講師を招聘して、「メディアリテラシー講座～SNS・ICTとうまく付き合っていく方法」についての講演会を実施する。

7 保護者・地域との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとのコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

(4) 年10回程度教育相談日を設け、保護者と教員が情報を密にとるようにする。

(5) 6月は個人面談週間を設け、全児童を対象とした保護者面談を実施する。

(6) 地域からの情報収集を行う

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察等

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている等

(3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等

(4) 給食：机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番をおしつけられる等

(5) 登下校：独りぼっち、荷物を持たせられる等

※ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：年3回（4月・9月・1月）

(2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

(4) アンケートの結果を学年・学校全体で情報共有する。その際、面談シート「いつ」「だれが」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容」であるのかを記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況報告」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

(1) 年10回程度、教育相談日を設定する。

(2) 9月に児童教育相談週間を設定する。

(3) 保護者が相談を行うことができる体制づくり努める。

①さわやか相談員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の充実

②学校だより、学年だより等による保護者への連絡

5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施：年3回

(2) アンケート結果の活用：保護者からの情報確認と児童との面談

6 地域からの情報収集

(1) 民生委員・主任児童委員：連絡協議会

(2) 防犯ボランティア：育成会全体委員会 P T A運営委員会

(3) 学校運営協議会委員：学校運営協議会

VII いじめの対応

- 学校の職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、校長・教頭は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。その際、「いじめに係る手引き」に基づき対応する。
- 教務担当者は、事実確認のため、情報を集約する。
- 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担任を補佐し、事実確認のため、情報収集を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連

絡・調整を図る。

- 教育相談主任は、さわやか相談員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携を図り、児童の心に寄り添い、指導できる体制づくりをする。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、身体的な傷の応急処置を行う。
- さわやか相談員は、児童の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童・保護者へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、学校において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実におこなう。
- 重大事態について
 - ア) 生命心身財産重大事態
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 不登校重大事態
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに関わる対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底（6月）
- 2 生徒指導委員会
 - 「学校いじめ防止基本方針」の修正（5月）
- 3 校内研修
 - (1) 「子どもが楽しく生き生きと学ぶ授業を進めること」
 - 授業規律の確立
 - (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解研修（年1回）
 - 生徒指導伝達研修（夏季休業中予定）
 - (3) 情報モラル研修（夏季休業中予定）
 - (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施（夏季休業中）
 - ア、ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - イ、回数 年に1回
 - ウ、情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止策に向け、PDCAサイクルを機能させる。

- 1 年間の取組についての検証を行う
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施
 - 5月 学校いじめ防止基本方針の改定
 - 8月 生徒指導に係る伝達研修
 - 2月 今年度の取り組みの見直し
 - 3月 来年度に向けての話し合い

※毎月の生徒指導委員会で、いじめについて話し合いをする。

令和5年度 さいたま市立仲本小学校いじめ防止基本方針 具体的な取組														
	担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	生徒指導主任	○				○				○			
	簡易アンケート	生徒指導主任		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	保護者アンケート	生徒指導主任							○			○		
	教育相談週間(日)	教育相談主任	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
	いじめ撲滅強化月間	生徒指導主任			○					○		○		
	「人間関係プログラム」	溜いの時間主任	○				○	○				○		
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業	特活主任			○									
	職員会議	生徒指導主任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	研修	研修主任					○				○		○	
	啓発	学年主任	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
PDCAに係る取組	いじめ対策委員会(定例会)	教頭			○					○		○		
	いじめ対策委員会(小委員会)	生徒指導主任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	子どもいじめ対策委員会(代表委員)	特活主任		○				○						
	児童会/生徒会	特活主任			○				○					
	家庭や地域、関係機関と連携した組織	教頭						○非行防止教室		○				